

ID: 150

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町改善センター等設置条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第123号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 改善センターの施設又は備品を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において、改善センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、改善センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (2) その他町長が適当でないと思えられる者</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日